

生徒指導の在り方及び校則の見直しに
関するガイドライン

東広島市教育委員会
令和4年4月

【目次】

ガイドラインの策定の趣旨	・・・ 1
1 自己指導能力の育成を目指した積極的な生徒指導の在り方	・・・ 2
2 合意形成と自己決定を基盤とした校則の見直し	・・・ 4

※本ガイドラインは、令和4年3月に「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議」において示された「生徒指導提要（改訂試案）」を参考に整理しています。今後、正式に公表された後に改訂いたします。

ガイドライン策定の趣旨

急激な社会の変化が進む中で、子供たちが変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手として、予測困難な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することが必要とされており、それに対応し、学校教育も変化していくことが求められています。

このため、令和3年度に本市の学校教育の現状及び課題を踏まえたこれからの学校教育の在り方について、特に中学校に焦点をあて、国や県の方向性を踏まえて、学校現場の実情に応じた議論を進めてまいりました。この議論をもとに、本市の学校教育の伝統を生かしながら、新しい時代に対応した本市としての生徒指導の在り方を整理しました。今後、この生徒指導の在り方に基づき、小中学校において具体的に取り組んでいきたいと考えています。

生徒指導は、一人一人の生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動です。本市では、これまで「関わりきる生徒指導」に取り組んできましたが、これを更に発展させるために、生徒指導で目指す児童生徒の姿を明確にし、生徒指導の充実を図りたいと考えています。このため、自己指導能力の育成を目指した積極的な生徒指導の在り方を整理しました。

また、学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化しており、校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものとなっているか、絶えず積極的に見直さなければなりません。このため、校則を必要かつ合理的な範囲内において制定し、児童生徒が校則を自分のものとして捉え、自主的に守ることができるよう、合意形成と意思決定を基盤とした校則の見直しのための方針を策定しました。

本市では、「『夢と志』をもち、グローバル社会をたくましく生きる人材の育成」を進めています。これからの時代の変化に対応していくために、本市で取り組まれてきた「関わりきる生徒指導」を踏まえつつ、時代の変化に対応した生徒指導を進めていきます。

東広島市教育委員会

自己指導能力の育成を目指した積極的な生徒指導の在り方

これまで東広島市で取り組まれてきた「関わりきる生徒指導」を踏まえつつ、これを更に発展させるために、生徒指導で目指す児童生徒の姿を明確にし、生徒指導の充実を図ります。

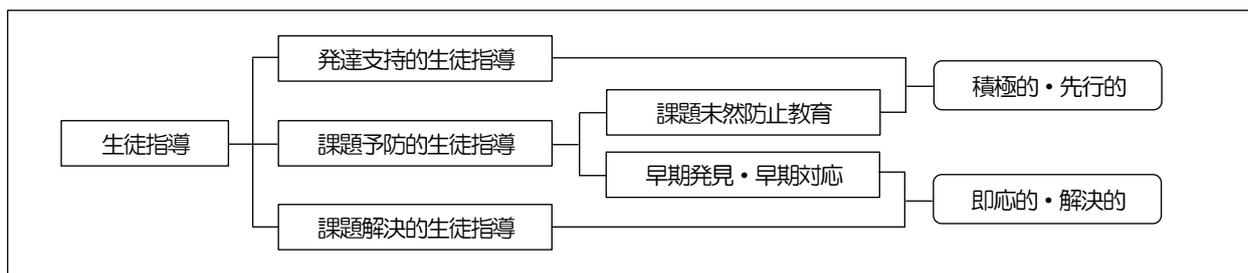
1 生徒指導の目標

各学校においては、生徒指導が、一人一人の生徒の健全な成長を促し、生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、学習指導と関連付けながら、その一層の充実を図っていくことが必要です。

文部科学省「中学校学習指導要領解説総則編」（平成29年8月）

2 積極的・先行的な生徒指導

生徒指導を実践面から類型化すると、対象や課題の程度によって、発達支持的生徒指導、課題予防的生徒指導（課題未然防止教育と早期発見・早期対応を含む）、課題解決的生徒指導の3類型になり、積極的・先行的な面と即応的・解決的な面があります。これからの生徒指導では、積極的・先行的な生徒指導の創意・工夫が必要だといえます。



生徒指導提要の改訂に関する協力者会議「生徒指導提要（改訂試案）」（令和4年）

3 関わりきる生徒指導

本市で取り組んできた「関わりきる生徒指導」とは、“児童生徒に徹底して関わること”ですが、その本質は、児童生徒との信頼関係を大切にし、児童生徒を多面的・総合的に理解し、児童生徒をかけがえのない存在として寄り添って対応する教職員の心構えを示しているものです。全ての児童生徒が安全・安心に学ぶとともに、児童生徒一人一人の自己指導能力を育成するためには、教職員がこの心構えを大切にし、積極的に児童生徒に関わっていくことが大切です。

4 生徒指導で目指す児童生徒の姿

学習指導要領や生徒指導提要に基づき、生徒指導で目指す児童生徒の姿を「自己指導能力を身に付けた児童生徒」として改めて認識し、具体的にイメージして取り組むことが大切です。

自己指導能力を身に付けた児童生徒

「その時、その場で、どのような行動が適切か、自分で考えて、決めて、実行する」

5 生徒指導の三機能の視点

児童生徒の自己指導能力を育成するためには、生徒指導の三機能をあらゆる教育活動の場に生かすことが大切です。この生徒指導の三機能を”教職員の視点“と”児童生徒の視点”で次のように整理します。

	教職員による生徒指導	生徒指導で目指す児童生徒の姿
自己決定の場を与える	生徒に自分で考え選択する機会をできるだけ多く用意し、自らの決断と責任のある行動がとれるように働きかけることで、自己の可能性に自ら気づき、その伸長を目指して努力するような態度形成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 自分で考えて選択している。 自分の決断と責任で行動している。 自分の可能性に気付いている。 自分の可能性の伸長を目指して努力している。
自己存在感を与える	生徒は現にここに存在していることでかけがえのない存在であることを認め、生徒が「自分が大切にされている」と思うような関わりを進める。	<ul style="list-style-type: none"> 自分がかげがえのない存在であると感じている。 自分は大切にされていると感じている。
共感的人間関係を育成する	相互に人間として尊重し合う態度で、自分を語り、共感的に理解し合う人間関係を育てる。教師も特に一人の人間として自己開示することが求められる。	<ul style="list-style-type: none"> 自己開示している。 相手を一人の人間として尊重している。 相手を共感的に理解している。

教職員による生徒指導と生徒指導で目指す児童生徒の姿が往還することが、児童生徒の自己指導能力の育成につながります。



合意形成と意思決定を基盤とした校則の見直し

校則を必要かつ合理的な範囲内において制定し、児童生徒が校則を自分のものとして捉え、自主的に守ることができるよう、合意形成と意思決定を基盤とした校則の見直しのための方針を策定します。

1 校則の定義

児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められる校則は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるものです。校則は、各学校が教育基本法等に沿って教育目的を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には学校長により制定されるものです。

生徒指導提要の改訂に関する協力者会議「生徒指導提要(改訂試案)」(令和4年)

2 校則の見直し

校則を制定してから一定の期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化を踏まえて、校則の意義を適切に説明できないようなものについては、改めて学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、また、本当に必要なものか、絶えず見直しを行う必要があります。

生徒指導提要の改訂に関する協力者会議「生徒指導提要(改訂試案)」(令和4年)

3 校則の運用

校則に基づく指導を行うにあたっては、校則を守らせることにばかりこだわることなく、何のために設けた決まりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していくことが重要です。

生徒指導提要の改訂に関する協力者会議「生徒指導提要(改訂試案)」(令和4年)

4 児童生徒の関与

校則の見直しの過程に児童生徒自身が関与することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながります。また、校則を見直す際に児童生徒が主体的に参加することは、学校のルールを無批判的に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとなります。

生徒指導提要の改訂に関する協力者会議「生徒指導提要(改訂試案)」(令和4年)

5 校則の見直しの観点

校則は、社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で、学校や地域の実態に応じて適切に定める必要があります。また、児童生徒が校則を自分のものとして捉え、自主的に守るようにするとともに、その内容や必要性について生徒や保護者と共通理解を図ることも必要です。

このため、本市における校則の見直しの観点を次のように設定します。

(1) 必要かつ合理的な範囲において校則を制定すること

校則の内容が児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の実情、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、必要かつ合理的な範囲において見直しを行います。

- ①生まれ持った性質に関する規定（毛髪等）
- ②障害、性及び文化など多様性に関する規定（制服・下着等）
- ③健康被害等に係る規定（服装の選択・荷物の持ち帰り等）
- ④合理的な説明ができない規定、時代にあわない規定、解釈が曖昧な規定
- ⑤道徳やマナーに関する規定、法規法令等で定められている規定

(2) 児童生徒が主体的に考える機会を設定すること

児童生徒が校則を自分のものとして捉え、自主的に守るようになるために児童生徒、教職員、保護者等の意見を反映させ、児童生徒が主体的に考える機会を設定します。

(3) 児童生徒や保護者と共通理解を図る取組を行うこと

校則の内容や必要性について、児童生徒や保護者と共通理解を図り、地域の協力を得るために、校則を各学校のホームページに掲載します。

(4) 児童生徒の自己指導能力の育成のために適切に指導を行うこと

児童生徒が自ら判断し、行動し、その結果に責任をもつという自己指導能力を育成することをねらいとし、一人一人の児童生徒の状況に応じて適切な指導を行います。

※各学校の見直しの状況等を踏まえ、必要に応じて観点の変更を行います。

6 合意形成と意思決定

児童生徒が社会の一員としての自覚や責任をもち、社会生活を営む上で必要なルールの在り方を理解し、自ら判断し行動することができるためには、合意形成と意思決定の資質・能力の育成が必要です。

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。

文部科学省「中学校学習指導要領（特別活動）」（平成29年3月）

7 見直しの方法例

- ・児童生徒が学級活動や児童・生徒会活動において、学校生活のルールや校則などについて、話し合うなど、児童生徒が主体的に考える機会を設定する。
- ・児童生徒や保護者等の意見を反映させるため、アンケートを行ったり、児童・生徒会執行部やPTA役員会などから意見を伺ったりする機会を設定する。
- ・学校において、学校生活のルールや校則などについて検討を行う校内組織を設置し、組織的かつ計画的に見直しを行う体制づくりを行う。
- ・児童生徒や保護者と共通理解を図り、地域の協力を得るために、校則を各学校のホームページに掲載したり、学校運営協議会等を通して説明したりする。

